

別表第十 深夜制限営業(第百三十二条関係)

(平一六条例六二・一部改正)

- 一 飲食店営業(食品衛生法施行令第三十五条第一号に規定するもの。ただし、専ら仕出しを目的とするもの、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。)
- 二 喫茶店営業(食品衛生法施行令第三十五条第二号に規定するもの。ただし、事業所、事務所等の施設において専らその事業又は事務に従事する者に利用させるもの並びにホテル及び旅館で専らその宿泊客に利用させるものを除く。)
- 三 ガソリンスタンド営業(ガソリンスタンドのうち自動車用燃料の販売を業とするもの)
- 四 液化石油ガススタンド営業(液化石油ガススタンドのうち液化石油ガス販売を業とするもの)
- 五 ボーリング場営業
- 六 バッティングセンター営業
- 七 スイミングプール営業
- 八 ゴルフ練習場営業
- 九 小売業(売場面積が二百五十平方メートル以上の小売業に限る。)